

学校体育施設、町営野球場、多目的スポーツ広場を 4月1日から有料化します

スポーツの健全な普及発展を図るとともに、町民の皆さんの健康保持と体力の増進、並びに親睦を深めるため、小中学校の一部、多目的スポーツ広場、町営野球場の施設を開放しています。

これまで、屋外夜間照明施設使用料を除き、無料で利用していただいていましたが、4月1日から使用料として利用者の方には経費の一部を負担していただきますので、ご理解、ご協力をお願いします。

また、利用者の利便性を図るため、利用時間の変更をしますのでご承知おきください。



●施設利用時間・使用料

開放施設 開放時間	小学校		中学校		
	運動場	体育館	運動場	柔剣道場	テニスコート
9:00～12:00	100円	300円	100円	300円	100円
12:15～15:15	100円	300円	100円	300円	100円
15:30～18:30	100円	300円	100円	300円	100円
19:00～21:00	—	200円	4,000円	200円	700円

※学校教育に支障のない範囲で開放します。※大治小学校体育館は、半面の金額になります。

開放施設 開放時間	町営野球場
7:00～ 8:30	500円
9:00～11:45	1,000円
12:15～15:00	1,000円
15:30～18:15	1,000円
19:00～21:00	5,000円

開放施設 開放時間	多目的スポーツ広場
9:00～11:30	1,000円
11:45～14:15	1,000円
14:30～17:00	1,000円

●注意事項

- スポーツ少年団については、小学校体育館および運動場、柔剣道場、昼間の中学校運動場を使用する場合、全額を免除とします。また、町営野球場および夜間の中学校運動場を使用する場合、本部事業については全額を免除、単位団事業については半額を免除とします。
- 町営野球場と多目的スポーツ広場について、利用する年度の4月1日現在で、65歳以上の方が2分の1以上で構成される団体は半額を免除とします。また、利用する年度の4月1日現在で、70歳以上の方が2分の1以上で構成される団体は全額を免除とします。
- 全施設12月29日から1月3日までは、ご利用できません。
- 学校体育施設については、学校行事などにより急きょ利用を中止する場合があります。

問合せ先 スポーツセンター ☎(443)7077